

高齢者虐待の防止について

須磨シニアコミュニティ

平成 18 年 4 月「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

高齢者虐待防止の取り組みは、高齢者を虐待と権利侵害から守り、尊厳を保持しつつ安定した生活を送る事が出来るよう支援致します。

* 高齢者虐待とは

虐待防止法では 65 歳以上の高齢者を対象とする次の行為を言います。

- ①身体的虐待 ②介護・世話の放棄・放任 ③心理的虐待
- ④性的虐待 ⑤経済的虐待

* 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

(1) 高齢者虐待防止の為の措置

- 施設長 → ・従事者の研修実施(全職員対象)
- ・苦情処理体制の整備
- ・高齢者虐待防止に資する対応

(2) 高齢者虐待に係る通報

- ・従事者は、自分が働いている養介護施設又は養介護事業で、業務に従事する従事者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

⇒神戸市への通報義務

神戸市高齢福祉課調整指導係 直通 TEL 322-6326

(3) 通報者保護に関する規定

- ・刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は高齢者虐待に関する通報をする事を妨げるものと解釈してはならない。
- ・養介護施設従事者は通報したことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

(4) 事業所としての取り組み

- ・高齢者虐待防止に関する事項の周知徹底
- ・苦情処理体制の整備と周知徹底状況の確認
- ・虐待が疑われる事例が発生した場合の対応
- ア) 被虐待とされる高齢者の心身状況の確認、保護、記録
 - ⇒心身の状態の確認
 - ⇒重度の認知症であっても、聞き取りを行い詳細を記録
 - ⇒適切な対応(医療機関受診、虐待者からの保護)
- イ) 神戸市への報告(事故の様式によって報告を行う)